(農林水産委員会)

都 市 農 業 振 興 基 本 法 案 $\overline{}$ 農 林 水 産 委 員 長 提 出 参 第 五. 号) 要 旨

本 法 律 案 は 都 市 農 業 \mathcal{O} 安 定 的 な 継 続 を 义 るととも に 都 市 農 業 \mathcal{O} 有 す る 機 能 \mathcal{O} 適 切 カュ 0 + 分 な 発 揮 を 通

ľ て 良 好 な 都 市 環 境 \mathcal{O} 形 成 に 資 す る た め、 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 し、 基 本 理 念 及 び そ \mathcal{O} 実 現 を 义 る \mathcal{O} に 基 本 لح

な る 事 項 を 定 \Diamond る こと等 に ょ り、 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 か 0 計 画 的 に 推 進 L ようとす る t

 \mathcal{O}

で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

一、基本理念

都 市 農 業 0 有 す る 機 能 \mathcal{O} 適 切 か 0 + 分 な 発揮とこれ によ る 都 市 \mathcal{O} 農 地 \mathcal{O} 有 効 な 活 用 及 び 適 正 な 保 全 が 义

5 れ る ベ きこと、 人 \Box 減 少 \mathcal{O} 状 況 等 を 踏 ま え た 良 好 な 市 街 地 形 成 に お け る 農 と \mathcal{O} 共 存 が 図 5 れ る べ きこ

と、 ま た、 都 市 住 民 を は じ \Diamond لح す る 玉 民 0) 都 市 農 業 \mathcal{O} 有 す る 機 能 等 に 0 1 て \mathcal{O} 理 解 \mathcal{O} 下 12 施 策 が 推 進 さ れ

るべきこととする。

一、国及び地方公共団体の責務

玉 は 基 本 理 念 に 0) 0 とり、 都 市農業 0) 振 興 に 関 する施 策を総合的に策定 し、 及び 実 施 する責務を有

す

ること、 ま た、 地 方 公 共 寸 体 は 基 本 理 念 に \mathcal{O} 0 と り、 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 L 玉 لح \mathcal{O} 適 切 な 役 割 分 担 を

踏 まえ て 当 該 地 域 \mathcal{O} 状 況 に 応 U た 施 策 を 策 定 L 及 び 実 施 す る 責 務 を 有 す ることとす る。

三、都市農業を営む者等の努力等

都 市 農 業 を 営 む 者 及 び 農 業 に 関 す る 寸 体 は 都 市 農 業 及 び ک れ 12 関 連 す る 活 動 を 行 うに 当 た 0 て は 基

本 理 念 \mathcal{O} 実 現 に 主 体 的 に 取 り 組 む ょ う 努 8 る ŧ \mathcal{O} لح す ること、 ま た 玉 地 方 公 共 寸 体 都 市 農 業 を 営 む

者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係 者 は 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 施 策 が 円 滑 に 実 施 さ れ る ょ う、 相 互 に 連 携 を 図 ŋ な が 5 協

力するよう努めるものとすることとす

兀

都

市

農

業

振

興

基

本

計

画

等

政 府 は 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 に 関 す る 施 策 \mathcal{O} 総 合 的 か 0 計 画 的 な 推 進 を 図 る た \Diamond 都 市 農 業 振 興 基 本 計 画 を

定 8 な け n ば な 6 な 1 ことと L ま た、 地 方 公 共 寸 体 は 都 市 農 業 振 興 基 本 計 画 を 基 本 لح L て、 当 該 地 方

公 共 寸 体 12 お け る 都 市 農 業 \mathcal{O} 振 興 K 関 す る 計 画 を 定 \Diamond る ょ う 努 \otimes な け れ ば な 5 な V こととする。

五、基本的施策

玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は 都 市 農 業 0) 農 産 物 を 供 給 す る 機 能 \mathcal{O} 向 上 並 び に 都 市 農 業 \mathcal{O} 担 11 手 \mathcal{O} 育 成 及 び 確

保を図るために必要な施策、 的 確 な土地利用 に関する計 画 の策 定等 \mathcal{O} た めの 施 策、 都 市農業の ための 利用

が 継 続 さ れ る 土 地 に 関 す る税 制 上 \mathcal{O} 措 置、 玉 民 \mathcal{O} 都 市 農業 に 対 する 理 解 と関 心 の増進 を 図 るため に 必要、 な

施策等を講ずるものとすることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。